

● 給付対象となる事由（生命基本・生命特約・医療・交通災害・セット共済）

生命基本共済	
一般死亡	病気などによる死亡
事故死亡	不慮の事故による死亡
一般障害	労働能力喪失の程度に応じて労基法施行規則別表第2の身体障害等級1～14級
事故障害	不慮の事故の日から180日以内の身体障害等級1～14級
事故入院	不慮の事故による1日以上の入院

医療共済	
入院	病気・ケガなどによる1日以上の入院
休業加療	入院期間を除く、医師の指示に基づく連続10日以上の休業加療・自宅安静加療
ケガ通院見舞金	交通事故以外の不慮の事故による通院で、入院給付や休業加療給付に該当しない5回以上の通院
日帰り手術見舞金	交通事故以外の傷病による手術で、同一傷病による入院、休業加療、ケガ通院見舞金のいずれにも該当しない外来手術（抜歯等の歯科手術を除く）

生命特約共済	
一般死亡	死亡
高度障害	労基法施行規則別表第2の身体障害等級の第1級、第2級、第3級の2、3および4のいずれかに該当する身体障害

交通災害共済 ※いずれも交通事故日から180日以内が対象	
交通事故死亡	交通事故による死亡
交通事故障害	労働能力喪失の程度に応じて労基法施行規則別表第2の身体障害等級1～14級
交通事故入院	交通事故を直接の原因とする入院
交通事故通院	交通事故を直接の原因とする通院

必要書類（様式はホームページからダウンロードできます）

交通事故の場合、事故発生から30日以内に「⑩交通災害届出書」を提出（FAX可）してください。

必要書類	死亡			障害			入院			休業加療	交通事故通院	ケガ通院見舞	日帰り手術見舞
	交通事故	事故	病気	交通事故	事故	病気	交通事故	事故	病気				
①セット・火災共済給付請求書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②死亡診断書／死体検案書	○	○	○										
③戸籍謄本 ※1	○	○	○	△	△	△							
④後遺障害診断書 ※2				○	○	○							
⑤診断書 ※3							◇	◇	◇	◇	◇		
⑥治療状況申告書 ※3							◇	◇	◇	◇	◇	○	○
⑦病院の領収書のコピー ※3							◇	◇	◇	◇	◇	○	○
⑧事故証明書 ※4	○	○		○	○		○	○			○		
⑨交通災害届出書（事故から30日以内に提出）	○			○			○				○		
⑩休業証明書／出勤簿の写し ※5										○			
⑪不慮の事故証明書兼報告書												○	

◇ 給付金額に応じていずれかが必要となります。※3参照。

※1 個人口座へ共済金を振り込む場合、死亡者（高度障害者）と請求者の身分関係確認のため必要です。

※2 国公共済会所定の様式です。交通事故の場合は自己賠償の障害診断書の写しでも結構です。

※3 給付金額が5万円以下の請求は、診断書のかわりに「⑥治療状況申告書」と「⑦病院の領収書のコピー」で結構です。給付金額が5万円を超える請求は、診断書を提出してください。診断書は他に提出する診断書のコピーでも結構です。ただし、診断書が国公共済会所定の様式でない場合には、診断書とあわせて「⑥治療状況申告書」の提出が必要です。休業加療を請求するための診断書には「自宅安静期間」「休業加療期間」が明記されている必要があります。また、交通事故による整体院・整骨院等への通院は、他覚症状があり医師の指示がある場合に給付対象となります。この場合給付額が5万円以下の場合でも診断書の提出が必要です。

※4 交通事故の場合は、自動車安全運転センターまたは公共交通機関が発行する交通事故証明書が必要です。

事故証明書が得られない場合は、事故目撃者（第三者）の現認書を提出してください。

※5 児童・学生は、保育園や学校の休業証明書が必要です。専業主婦・無職の方は、自宅安静期間を明記した申立書が必要です。

● 給付対象となる事由（火災共済）

火災などのとき	
火災・破裂・爆発・落雷・消火作業による冠水破壊・他人の住居からの水漏れ・第三者の車両の飛び込み・突発的な第三者の加害行為・建物外部からの物体の落下、飛来・給排水設備の不測かつ突発的な水濡れによる損害	
全焼損	501 破損割合 70%以上
半焼損	502 破損割合 20%以上 70%未満
一部焼損	503 破損割合 20%未満

風水害などのとき	
台風・暴風雨・雪崩・降雪・突風旋風・洪水・豪雨・長雨・降ひょう・高波・高潮	
全壊・流出	504 建物の破損割合 70%以上
半壊	505 建物の破損割合 20%以上
一部壊	506 建物の損害額 10万円以上
床上浸水	507
風水見舞	508 建物の損額 5千円以上 10万円未満

失火見舞費用共済金	509	契約者宅からの火災による第三者への見舞金
漏水見舞費用共済金	510	契約者宅からの事故による漏水での第三者への見舞金
修理費用共済金	511	賃借人の居住する住宅に損害が生じ、修理のために支払った修理費用
地震見舞金	512	地震による建物の損壊、火災・噴火による損壊、火災・津波による損壊
臨時費用共済金	513	501～507の共済金が支払われる場合
持ち出し家財共済金	514	一時的に持ち出した家財が他の建物内で火災等により損害が生じたとき
付加見舞い金	515	住宅災害によって契約者本人または同一生計の親族が死亡したとき
特別見舞い金	516	風呂の空焚きなど火災にいたらぬ程度の損害
水道管等凍結費用共済金	517	凍結による破裂または爆発によって当該機器のみに損害が生じたとき

必要書類（様式はホームページからダウンロードできます）

共済事由発生から30日以内に「⑫住宅災害状況報告書」を提出（FAX可）してください。

報告書に記載された被害の大きさによっては、査定員を現場に派遣します。

必要書類	火災など	落雷	第三者の加害	車両の衝突	風水害など	地震※4
①給付請求書	○	○	○	○	○	○
②住宅災害状況報告書	○	○	○	○	○	○
③罹災証明書（関係官署発行）※1	○	○	○	○	○	○
④現場の写真 ※2	○	○	○	○	○	○
⑤家の間取図（寸法入り）※2	○	○	○	○	○	○
⑥見積明細書か領収明細書	○	◎	○	○	○	○
⑦住宅の所有者確認書 ※3	△	△	△	△	△	
⑧修理不能証明書（買替の場合）		○	○			
⑨家財の被害状況申告書	△	△	△	△		
⑩交通事故証明書				○		

◎印は見積明細書と領収明細書両方が必要。

△印は損害が少ない場合（損害額100万円未満）は必要ありません。

※1 火災は消防署が証明書を発行、風水害は自治体が証明書を発行。加害行為は警察署の被害届出証明書が必要です。

※2 写真の裏に番号を付け、写真を撮った場所を間取図に同じ番号で記入してください。また、損害を受けた場所が確認できるように間取図に斜線等でしるしを付けて、どんな損害を受けたか記載してください。

※3 住宅の所有者確認書は、建物登記簿謄本は法務局が発行。固定資産評価証明書は自治体が発行。

※4 大規模な地震が発生した場合には④、⑤、⑥の提出を省略することがあり、その場合は文書やホームページ等でお知らせします。

※5 上記の他に、国公共済会が必要とする書類の提出を求められることがあります。